

令和4年4月27日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者である2者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました

1. 指名停止業者及び措置の内容

①佐藤工業株式会社

期間:令和4年4月27日から令和4年5月10日まで(2週間)

範囲:近畿地方整備局管内

②西村工業株式会社

期間:令和4年4月27日から令和4年5月10日まで(2週間)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

別紙のとおり。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局
大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長 やまこし山腰 ゆうじ祐司 (内線 2511)

総務部契約課課長補佐 はやかわ早川 たかし健 (内線 2259)

神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長 なかがわ中川 かつふみ勝文 (内線 6310)

総務部経理調達課課長補佐 のぐち野口 みちひさ道久 (内線 6313)

令和4年4月27日

近畿地方整備局

佐藤工業株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所が佐藤工業株式会社と契約した「奥瀬道路(3期)1号トンネル他工事」において、一次下請けである西村工業株式会社に所属する作業員が、鋼管杭打設後の杭頭切断高さの測量のため、ゴンドラによりブラケット足場へ移動する際に、約10m下の川の中へ墜落し、死亡する事故が発生した。

2. 指名停止措置理由

佐藤工業株式会社が安全管理措置の不適切により工事関係者事故を起こしたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：佐藤工業株式会社

東京都中央区日本橋本町4-12-19

代表取締役社長 平間 宏

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年4月27日から令和4年5月10日まで(2週間)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

令和4年4月27日

近畿地方整備局

西村工業株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所が佐藤工業株式会社と契約した「奥瀬道路(3期)1号トンネル他工事」において、一次下請けである西村工業株式会社に所属する作業員が、鋼管杭打設後の杭頭切断高さの測量のため、ゴンドラによりブラケット足場へ移動する際に、約10m下の川の中へ墜落し、死亡する事故が発生した。

2. 指名停止措置理由

西村工業株式会社が安全管理措置の不適切により工事関係者事故を起こしたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：西村工業株式会社

和歌山県和歌山市築港5-7-4

代表取締役 西村 和浩

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年4月27日から令和4年5月10日まで(2週間)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。